

安全保障理事会決議 2233 (2015)

2015年7月29日、安全保障理事会第7495回会合にて採択

安全保障理事会は、

イラクに関する全ての安保理の従前の関連諸決議、とりわけ 1500 (2003)、1546 (2004)、1557 (2004)、1619 (2005)、1700 (2006)、1770 (2007)、1830 (2008)、1883 (2009)、1936 (2010)、2001 (2011)、2061 (2012)、2110 (2013)、2169 (2014) およびイラクとクウェートの間の状況に関する決議 2107 (2013) を想起し、

イラクの独立、主権、統一および領土保全を再確認し、

イラク国民、同地域および国際社会にとってのイラクの安定と安全の重要性を強調し、

テロリスト集団、とりわけイラクとレバントのイスラム国 (ISIL) (ダーシュとしても知られている) および関係を有する武装集団により実行された、国際人道法の違反、女性および子どもを含む、多数の文民の死傷者、300 万人以上のイラクの一般人の移送、女性や女兒に対する性的暴力の使用や性的奴隷にすること、全ての宗教的および種族的集団に対する脅威、並びにジャーナリスト、メディアの専門家および関連要員の安全に対する脅威に関係している、大規模な攻撃の結果としてのイラクにおける現在の治安状況に深刻な懸念を表明し、そしてまた、同国および地域を不安定にさせる試みにおいてイラクの国民に対してこれらのテロリスト集団や関係を有する武装集団により実行された攻撃を非難し、そしてイラクの安全と領土保全に対する安保理の公約をくり返し表明し、

イラクが主権を有する領土における ISIL の存在は、イラクの将来に対する主要な脅威であることに留意し、この脅威に対処する唯一の方法が、安全保障並びに政治的分野における必要性に対処することにより全てのイラク人が協働することであることを強調し、不安定に対する長期の解決策は、同国を統一する決定を行うイラクの政治的指導力を必要とすることを強調し、そしてこれに関連してイラクを支援する国際社会の重要性を強調し、

全ての政治的団体に対し、イラクの国民の統一、主権および独立を強化する目的で包括的なまた時宜を得た政治プロセスにおいて分割に打ち勝ちそして協働することを求め、そしてイラクの指導者に対し、同国の現在の課題に対する実行可能なそして持続可能な解決を見つけ出すことに役立つであろう対話に従事することを求め、またイラク社会と協力して、その民主的な機関を通して、イラクが、全てのイラク人の利益のために同国が直面している課題に対処するため活動できるという安保理の信念を再確認し、

政治プロセス、包摂的な政治的対話、およびイラクの経済的また社会的生活に参加し、緊張をさらに悪化させる声明および行動を自制し、資源の公平な配分に関する包括的解決に到達し、そして安定を促進し、国内の争っている境界に対する公正で公平な解決策と国民の統一を強化するため活動を策定する、イラク住民のあらゆる階層の必要性を強調し、そして暴力を放棄し、ISILを含む国際的なテロ組織との結び付きを持たず、また憲法を尊重する全ての者にとっての対話を支援する包括的で包摂的なイラク人主導の政治プロセスの重要性を強調し、

イラク政府に対し、統治を強化すること、人権および法の支配を促進すること、女性と女兒、特にISILの影響を受けた者、の状況を改善すること、治安と公的秩序を改善することそしてテロリズムや派閥の暴力と闘うことを続けることを奨励し、そして法の支配と人権に対する尊重を基礎とする、安全な、安定した、連邦の、統一されたそして民主的な国家を構築するその取組におけるイラクの国民と政府に対する安保理の支持をくり返し表明し、

イラクのいろいろな領域に逃れている 300 万人以上の個人について深刻な懸念を表明し、受け入れている地域社会に対し安保理の感謝の念をくり返し表明し、受け入れている地域社会が、国内避難民にとっての安全な地区へのアクセスを提供すべきことを強調し、イラク国民が直面している人道問題に対処する緊急性を強調し、調整された対応を計画しそして実施しまたこれらの問題に対処するため適切な資源を提供し続ける必要性を強調し、全ての当事者によるこれらの取組の強化増大を求めまた全ての加盟国に対し国連人道アピールに資金提供し続けることを促し、加盟国に対し現行の紛争により影響を受けた全てのイラクの個人を支援するため、イラク政府と共に活動している、イラクにおける国際連合人道対応を支援することを奨励し、そして人道取組に対して貢献した加盟国の取組を称賛し、

イラクの和解と政治的対話および ISIL に対するイラクの闘いの両方でイラクを支援することを目

的とした国際的なまた地域的な協力を促進する、そして諸決議 1267 (1999) および 1989 (2011) に従った委員会により制定された制裁一覧表に含まれたテロリスト集団とりわけ ISIL が、イラクと同地域を不安定にさせる暴力またはその他の違法行為を実行するためイラクおよび近隣諸国の領土を使うことを、防止する取組を継続する必要性を強調し、ISIL を支援しているさらなる個人、集団、企業、および団体を制裁する安保理の用意があることを表明し、委員会により一覧表に掲載されたテロリスト集団によるイラクにおける油田やパイプラインの利用や強奪の報告について深刻な懸念をまた表明し、安全保障理事会決議 2199 (2015) に適合して、これらのテロリスト集団が関与しているイラクからの石油および精製された石油製品、モジュラー型製油所および関連物資、その他の天然資源並びに遺物の直接または間接の貿易へのあらゆる関与を強く非難し、そしてそのような関与が、当該テロリストに対する財政支援を構成しそして委員会による更なる制裁一覧表への掲載をもたらす可能性があることを強調し、

民主的な機関を強化し、憲法に従った包摂的な政治的対話および国民和解を前進させ、地域的な対話を促進し、争われている国内の境界を解決するイラク政府に受入可能な過程を開発し、難民および国内避難民を含む若者や脆弱な集団を援助し、人権、ジェンダー平等、子どもと若者および脆弱な集団の保護を促進する、市民社会を含むイラク国民と政府に助言すること、支援することそして援助することにおける、国際連合、とりわけ国際連合イラク支援団 (UNAMI) の重要性を再確認し、そしてこれらの目的を達成するために、市民社会を含むイラク国民と政府に対する助言、支援および援助に優先順位を付ける国際連合、とりわけ UNAMI の重要性を強調し、

イラクにおいて ISIL により行われた暴力的な過激主義とテロリズムが、女性と女兒をしばしば標的としてきたこと、そして ISIL が重大な人権侵害、および殺人、誘拐、人質拘束、奴隷にすること、販売または別な方法での強制結婚、人身取引、レイプ、性的奴隷およびその他の形態の性的暴力に関与したものを含む、女性と子どもに対する国際人道法違反を犯してきたことに、深刻な懸念を更に表明し、また国際法に違反した ISIL およびその他の武装集団による子どもの勧誘と使用に深刻な懸念を表明し、

イラク政府に対し、女性の権利を促進しそして保護することをその取組において続けることを奨励しそして女性、平和および安全に関する安保理諸決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009)、1960 (2010)、2106 (2013) および 2122 (2013) を再確認しまた女性の完全、平等そして効果的な参加の必要性をくり返し表明し、社会組織の再確立において女性が果たすことができる主要な

役割を再確認しそして女性の観点を考慮するため、和平プロセス、政治的な意思決定および国家戦略の策定におけるものを含む、女性の完全な政治的参加の必要性を強調し、そして安全保障理事会決議 1325 (2000) に関するイラクの国家行動計画の、資金調達を含む、完全実施に期待し、

全ての当事者が、子ども、女性および宗教的並びに民族的少数者集団の構成員を含む、影響を受けた文民の保護を確実にするためあらゆる実行可能な措置を講じ続けるべきであり、また特に ISIL から新たに自由になった地区における、難民および国内避難民の自発的な、安全な、威厳のあるそして恒久的な帰還または国内避難民の地域への統合、そして安定化活動と長期の持続可能な開発を促進することに資する条件を創造すべきことを再確認し、国内避難民、難民および帰還者の救済に対するイラク政府の継続的取組の公約を歓迎しまたそれを奨励し、これらの問題について、イラク政府に対する継続的助言と支援を提供することにおける、UNAMI と調整した、その職務権限に基づいた、国際連合難民高等弁務官事務所の重要な役割に留意し、そしてイラク政府に対し、必要としている者に対する人道的救済の提供を確実にするため UNAMI および人道機関と共に活動することを続けることを奨励し、

イラク政府に対し、人権を促進しまた保護し続けることそしてまた人権独立高等委員会の職務権限を実行することにおいて同委員会を支援するため追加の措置を考慮することを促し、そして ISIL、関連武装集団、および民兵を含む、全ての当事者が、人権を尊重しなければならないことそして一般住民を保護するものを含む、国際人道法の下でのあらゆる適用可能な義務を守らなければならない、またイラクの正式な部隊およびそれを支援する加盟国もまた守らなければならないことを再確認し、

全ての国家が、テロ行為の資金調達、計画立案、準備または犯行もしくはテロ行為の支援に参加したものはどんな者でも、訴追されることを確保するものとすることを再確認し、

全ての関係者が、援助を必要としている全ての人々への人道要員による完全な妨害のないアクセスを認めること、そしてその活動にとって全ての必要な施設を、可能な限り、利用可能とすること、また人道要員および、国際連合職員、国連の関連要員並びにその資産の安全、防護および移動の自由を促進し、そしてまた保健医療職員および医療輸送並びに施設を尊重しそして保護することを促し、

宗教的遺跡や用具の対象を特定した破壊を含む、特に ISIL によるイラクの文化遺産の破壊を非難しそして ISIL およびアル・カーイダと関係を有するその他の個人、集団、企業および団体が、イラク

における考古学的遺跡、博物館、図書館、公文書およびその他の遺跡からの文化的遺産の品々の略奪や密売に直接的にまたは間接的に従事することから収入を生み出していること、そしてそのことが彼らの勧誘取組を支援しそしてテロ攻撃を準備し実行する彼らの活動能力を強化するために用いられていることに懸念をもって留意し、

イラクに現在存在している状況は、決議 661 (1990) の採択時に存在した状況から著しく異なっていることを認識し、そして決議 661 (1990) の採択以前にイラクが有していたものと等しい国際的な地位を達成するイラクの重要性を更に認識し、

イラクにおける全ての国際連合職員の勇敢なまた疲れを知らない努力について、彼らに深い感謝の念を表明し、そしてイラク担当事務総長特別代表、ヤン・クビシュの指導力と周旋役割を称賛し、

1. 2016 年 7 月 31 日まで、国際連合イラク支援団 (UNAMI) の職務権限を延長することを決定する。

2. イラク政府の要請で、またイラク外務大臣発事務総長宛書簡 (S/2015/520) を考慮して、事務総長特別代表および UNAMI は、決議 2169 (2014) において明記されたその職務権限を行い続けるものとすることを決定しそして決議 2107 (2013) の諸規定を想起する。

3. UNAMI の任務を改訂しそして優先順位をつけるという事務総長の最新報告書 (S/2015/530) における彼の勧告を歓迎し、事務総長に対し、イラク政府と十分に協議して、90 日以内に、安全保障理事会に対し当該勧告についてのもっと程度の進んだ詳細を折り返し報告することを要請する。

4. 国際連合要員の安全が、イラク国民の利益のためにその活動を実行する UNAMI にとって欠くことができないことを認識しそしてイラク政府に対し、イラクにおける国際連合の駐留に対する安全と兵站的支援を提供し続けることを求める。

5. 財政的、兵站的および安全上の資源並びにその任務を遂行するために必要とする支援を UNAMI に提供する加盟国の貢献を歓迎しそして加盟国に対し、十分な資源と支援を UNAMI に提供し続けることを求める。

6. イラク政府により要請された場合には、12 か月後あるいはそれより早く、UNAMI の職務権限を再検討する安保理の意図を表明する。

7. 事務総長に対し、UNAMI の全ての責任の遂行に向けてなされた進展について3 か月毎に安保理に報告することを要請する。

8. この問題に引き続き取り組むことを決定する。